

NX仙台港パークテニスコート使用要領

(趣旨)

第1 この要領は、NX仙台港パーク（仙台塩釜港仙台港区中央公園）のテニスコートを希望者が使用するに当たり、当該使用に係る予約及び許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用予約)

第2 テニスコートを使用しようとする者は、NX仙台港パーク管理事務所長（以下、「管理事務所長」という。）へ使用予約をすることができる。

- 2 使用予約は利用予定日の前月1日から受付を開始し、先着順に予約を受け付ける。
- 3 前項の規定にかかわらず、大会においては使用予定日の3ヶ月前の日から予約することができる。
なお、大会とは3チーム以上参加の試合とする。
- 4 2面までの予約は電話受付を可能とし、3面以上の予約については予約申込書に必要事項を記入し、NX仙台港パーク管理事務所に提出するものとする。
なお、予約申込書については、FAXによる提出も可とする。
- 5 管理事務所長は、利用の可否を判断し予約申込者に連絡をする。

(使用申込みの拒否)

第3 管理事務所長は、使用予約を受け付けた場合であっても、次の各号に該当するときは使用申込みを拒否することができるものとする。

- (1) 宮城県（以下、「県」という。）がテニスコートを使用するとき。
- (2) テニスコート又はテニスコート付近を工事するとき。
- (3) 降雪などの自然現象により、テニスコートが使用できないと認められるとき。
- (4) テニスコート使用条件に違反した者からの予約であるとき。

(使用許可)

第4 第2第2項及び第4項によりテニスコートの使用予約をしたものは、使用する日時の5分前までにテニスコート利用許可申請書により申込みを行い、テニスコート利用許可書の交付を受けなければならない。

- 2 予約時間を15分過ぎても利用許可申請書による申込みが無い場合は、予約がキャンセルされたものとする。
- 3 第2第3項の大会を予約した者は、使用する日から1ヶ月前までに次の各号に掲げる書類を添付して、第1項の規定による申込みを行い許可を得るものとする。
(1) 次に掲げる事項を含む使用内容を明らかにする書類

- イ 参加者及び参加チームの数
 - ロ 使用に係る大会の日程, 運営(試合)方法
- (2) 使用者(団体)の概要を明らかにする書類(設立目的, 事業概要, 役員, 規約等)

(使用条件)

第5 前項のテニスコート使用の許可に際して, 管理事務所長は次号に掲げる使用条件を付すことができる。

- (1) テニスコート使用者(テニスコート使用の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は, 次に掲げる事項を守らなければならない。
 - イ テニスコートに工作物を設置しないこと。
 - ロ テニスコートに自動車及び原動機付自転車を乗り入れないこと。
 - ハ ゴミは持ち帰ること。
 - ニ 火気の使用をしないこと。
 - ホ テニスコートを使用するときは, テニスコート利用許可書を携行すること。
 - ヘ 係員よりテニスコート利用許可書の提出を求められたときは, 拒んではならないこと。
- (2) テニスコートの使用に起因して, 県若しくは第三者の財産に損害を与えたとき又はテニスコート使用者(試合等の場合は, 相手チームの構成員を含む。)若しくは第三者に事故等が発生したときは, テニスコート使用者の責任において原状に復旧し又は損害を賠償すること。
- (3) 使用条件の違反があった場合は, 使用中であっても, 直ちに使用の中止を命ずる場合があること。
- (4) テニスコート利用許可書の交付後において, 降雪等の自然現象又はテニスコート付近の工事等により許可された日時に使用できないことがあっても, 管理事務所長及び県はその損害を賠償しないこと。